

個別需給給水契約 制度のご案内

安全で安心な水道水を末永くご利用いただくため

大口使用者さま向けのお得なご提案



福島市上下水道局

個別需給給水契約制度とは...

本制度は、安全で安心な水道水を末永くご利用いただくための制度です。

一定の要件を満たすお客さまを対象として、お客さまごとに「基準水量」を設定し、その基準水量を超えて使用した水量に、割引き単価を適用します。

適用の条件

- ◎福島市の水道を継続して1年以上使用していること。
- ◎申込み時の直近1年間の月平均使用水量が1メートルにつき1,500㎥以上であること。
- ◎水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。
- ◎市税の滞納がないこと。
- ◎共同住宅及び公衆浴場用途でないこと。
- ◎当該契約を解除してから1年以上経過していること。

基準水量の算定と適用

- ◎基準水量の算定は、申込み日に確認できる直近1年間の月平均使用水量に0.9を乗じて得た水量（10㎥未満切捨て）とします。（右頁割引のイメージ参照）
- ◎基準水量は、原則として3年間継続して適用します。
- ◎基準水量の見直しをご希望する場合は、「基準水量見直し申込書」を提出してください。契約継続時期（年度単位）に合わせて見直しを行います。

契約の申込み及び契約の更新

契約の申込みは、「個別需給給水契約申込書」に必要事項を記入のうえ、市税に未納がないことを証明する「完納証明書」を添付し、郵送または直接窓口に出提出してください。適用の条件を満たすお客さまに、「個別需給給水契約決定通知書」を交付します。なお、決定通知書の交付をもちまして契約の成立とさせていただきます。

また、契約の更新については契約期間満了前に更新のご案内をお送りしますので、希望するお客さまは、「個別需給給水契約更新申込書」と「完納証明書」を指定する期間内に提出してください。

※ 申込書の用紙は、福島市上下水道局ホームページからダウンロードできます。

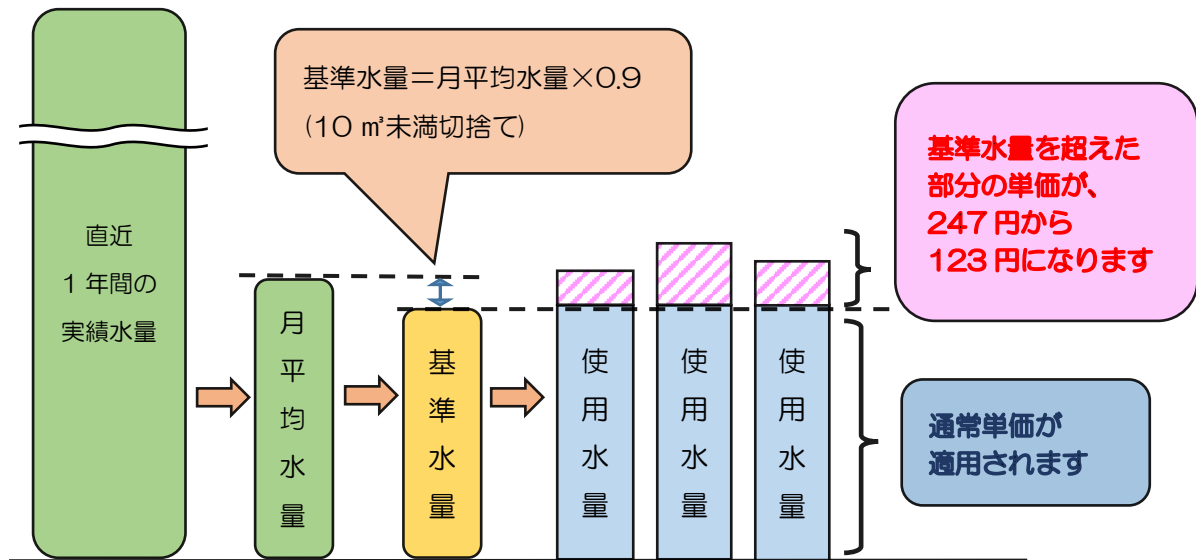
※ 完納証明書の交付は、福島市役所市民税課窓口（本庁2階）でのみ交付可能です。各支所・出張所では交付できませんのでご注意ください。
（発行手数料300円）

契約期間

契約を結んだ日から、その日の属する年度末（3月31日）までです。

割引のイメージ

基準水量を超えて使用した水量の単価が割引され 123 円（税抜）になります。



契約後の水量料金単価表

水量区分	単価(1 m³あたり・税抜)
第1段階 1～10 m³まで	84 円
第2段階 11～20 m³まで	129 円
第3段階 21～50 m³まで	192 円
第4段階 51 m³～基準水量まで	247 円
基準水量を超える水量	123 円

※ 基本料金は割引対象ではありません。

※ 下水道使用料は、従来どおりのご請求となります。

契約の解除

次にあてはまる場合は契約を解除します。

◎水道使用を中止したとき。

◎契約期間中に新たに地下水などを水源とした専用水道の利用を始めたとき。

◎水道料金及び下水道使用料を滞納したとき。

◎契約者が管理すべき給水装置において漏水等を放置して適正な措置をとらないとき。

◎暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等に抵触するなど、契約者としてふさわしくないと認められたとき。

割引シミュレーション（1ヶ月あたり・税抜）

- 1ヶ月あたり 4,500 m³使用した場合（口径 75 mm）

・通常の場合

	水 量 区 分	計 算	料 金
基本料金	—	—	34,300 円
水量料金	1～10 m ³ までの 10 m ³	10 m ³ ×84 円	840 円
	11～20 m ³ までの 10 m ³	10 m ³ ×129 円	1,290 円
	21～50 m ³ までの 30 m ³	30 m ³ ×192 円	5,760 円
	51～4,500 m ³ までの 4,450 m ³	4,450 m ³ ×247 円	1,099,150 円
水 道 料 金			① 1,141,340 円



・制度適用の場合（基準水量 4,050 m³）

	水 量 区 分	計 算	料 金
基本料金	—	—	34,300 円
水量料金	1～10 m ³ までの 10 m ³	10 m ³ ×84 円	840 円
	11～20 m ³ までの 10 m ³	10 m ³ ×129 円	1,290 円
	21～50 m ³ までの 30 m ³	30 m ³ ×192 円	5,760 円
	51 m ³ から基準水量までの 4,000 m ³	4,000 m ³ ×247 円	988,000 円
	基準水量を超える水量 450 m ³	450 m ³ ×123 円	55,350 円
水 道 料 金			② 1,085,540 円



① — ② = 1ヶ月あたりの割引額
 1,141,340 円 - 1,085,540 円 = 55,800 円(税抜)
 1 年間で 669,600 円(税抜) の割引となります。
 ※ 実際の割引額は、検針の都度算出されます。

個別需給給水契約のお申込み、お問い合わせ

福島市上下水道局水道総務課料金係

〒960-8790 福島市五老内町3番1号

電話 024-535-1117（直通）

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/suidou/>